



会津

公益社団法人 会津若松法人会

〒965-0059 会津若松市インター西112

TEL 0242-22-5821/FAX 0242-25-3303

発行人 遠藤 久

編集 広報委員会

経理研究部会設立 30周年記念事業

会津若松法人会会員事業の総務・経理担当者の会として平成2年10月に設立した経理研究部会（田中徹部会長）は、令和2年度で30周年を迎えました。コロナ禍により記念事業を延期していましたが「地域のためにできること」として、今年復活した「只見線」「猪苗代観光船」を応援する2つの事業を実施しました。



挨拶をする（右から）安孫子亘監督、星さん、山形さん、DAIJIさん

只見線全線開通を四日後に控えた9月27日、ホテルニューパレスにおいて、ドキュメンタリー映画「霧幻鉄道 只見線を300日撮る男」の上映会と映画音楽を担当したフルーティスト・山形由美さんのミニLIVEを開き、会員・一般市民合わせて約50名が参加しました。 映画の主人公の星賢孝さんは建設会社勤務時代に当部会の第八代部会長も務めました。

上映会終了後の舞台挨拶で星さんは「部会長だった自分がこのような形で皆さんとお会いするとは思わなかつたが、このような機会はとてもあります。只見線は全線開通がゴールではない。只見線の魅力を発信し続け、奥会津の活性化に繋げていきたい」と語りました。

ミニLIVEでは音楽プロデューサーでギタリストのDAIJIさんも加わり、テーマソングなどを披露し、観客は素敵な音楽を堪能しました。

山形由美ミニLIVE



運行が再開したはくちょう丸（右）とかめ丸

9月15日に開かれた役員会終了後に厳選なる抽選を行い、当選者を決定しました。翌日に当選者の元へ乗船券を発送したところ「家族で乗りにいきたい」「乗船券があたってうれしい」など喜びのメッセージが届きました。



抽選会で当選者を決める田中会長

猪苗代観光船
乗船券プレゼント企画

新税務署長ごあいさつ



会津若松税務署長
高盛 洋明

法人ニュース會津
本年七月の定期人事異動により、
会津若松税務署長を拝命いたしました。
たたかでございます。会津若松税務署長
の職務に精励して参りたいと存じます。
この一年、会津の歴史や文化はも
とより、皆様の人情にも触れながら
竹鶴酒造が有名です。
遠藤会長をはじめ、会津若松法人
会、会員の皆様には、平素より税務
行政の円滑な運営につきまして、深くお
理解と多大なるご協力を賜つて深くお
りますことに、心から御礼申し上げま
す。

会津若松法人会におかれましては、
新型コロナウイルス感染症の影響によ
り、各種事業活動が抑制される状況の
中、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展のため、日々活動されておられます。私ども
いたしましても、研修会への講師派遣や法人会活動への参加などを通じて、貴会との協調に努めてまいりますので、今後とも活発な事業活動を展開され、組織の拡大が図られました。

さて、昨年より税務署主催の年末調整説明会は全国的に開催しないこととなりましたが、国税庁ホームページにて、W e b - T A X T Vにおいて、「年末調整説明会の内容とおむね同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」の動画を本年も掲載予定ですので、是非ご利用ください。

また、本年も会場を設けての年末調整説明会を貴会主催として行つた高盛でございます。前任は東京国税局課税第二部酒類業調整官で日本産酒類の輸出振興に力を注いでおりました。出身は広島県竹原市で、「日本ワイ

スキ」の父・竹鶴政孝の生家である竹鶴酒造が有名です。

この一年、会津の歴史や文化はもとより、皆様の人情にも触れながら職務に精励して参りたいと存じます。

遠藤会長をはじめ、会津若松法人会、会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深くお理解と多大なるご協力を賜つて深くおりますことに、心から御礼申し上げます。

えております。

えております。

えております。

えております。

えております。

えております。

えております。

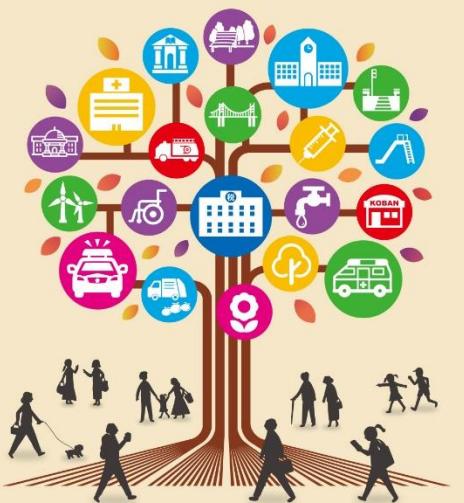
えおります。

すことを、心よりご期待申し上げま

税を考える週間

これからの社会に向かって

期間
11月11日
▼
11月17日



納税意識の向上に向けた 様々な取組を実施しています。

◆「税を考える週間」の特集ページ

国税庁ホームページに国税庁の取組を紹介する
ページを開設します。

◆講演会や説明会

国税局や税務署による大学生や社会人向けの
講演会や説明会を全国各地で開催します。

◆各種イベント

関係民間団体などによる講演会や税の作品展
など、全国各地で行われます。

<国税庁の利便性向上への取組>

▶確定申告書は、自宅からスマホやパソコンで作成・提出ができます。

▶国税の納付は、e-Taxにより口座振替ができるダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税のほか、クレジットカード納付や振替納税により、キャッシュレスで納付できます。

▶納税証明書は、税務署に来署せずに、スマホや自宅・オフィスのパソコンから納税証明書の請求から受取までの手続ができます。

税を考える週間 検索



国税庁
<https://www.nta.go.jp>

法人番号 7000012050002

やさしい税金教室Q & A 【くらしの税金】

◆医療費を支払ったら？

Q： 医療費の支出について、税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

(1) 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、次の算式で計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除を受けるためには、確定申告者書に「医療費控除の明細書」を添付します。また、この明細書に代えて、加入している健康保険等から交付された一定の要件を満たす「医療費通知書」、「医療費のお知らせ」を添付することもできます。



(2) 医療費控除額の計算

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \begin{cases} 10万円または総所得金額等の5\% \\ (どちらか少ない額) \end{cases} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

(3) 医療費控除の対象となるもの、ならないもの

種類	控除の対象となるもの（例示）	控除の対象とならないもの（例示）
診療・治療費用	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・歯科医師に支払った診療費や治療費 ・病気が発見された場合の人間ドックの費用 ・通院費、医師の往診費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の費用・予防接種の費用 ・美容整形等の費用 ・自家用車のガソリン代や駐車料金
入院費用	<ul style="list-style-type: none"> ・入院費、部屋代、病院の食事代 ・差額ベット代（やむを得ない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回り品の購入費 ・テレビや冷蔵庫の賃借料
あんま・マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> ・治療のためのあんまマッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術代 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康器具の購入代金 ・健康維持のためのマッサージ代
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師による分べんの介助の費用 ・出産前後の定期検診費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ教室の費用
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族に支払う療養上の世話の費用
医薬品等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の処方による薬代金、治療のために薬局で買った薬代金 ・義手、義足、松葉杖、義歎等の代金 ・医師の発行した証明のあるおむつ代 ・喀痰吸引器およびカテテル代 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康維持のためのサプリメント ・医師の処方の無い漢方薬 ・治療に直性必要のない眼鏡・コンタクトレンズの購入代金

(4) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の保持増進及び疾病の予防として人間ドックや予防注射といった一定の取り組みをおこなっている人が、本人または親族の特定医薬品の購入代金を支払った場合には、一定の算式により計算した金額をその年分の所得の金額から差し引くことができます。

通常の医療費控除との選択適用になります。

日本税理士会連合会ホームページ「やさしい税金教室（令和4年度版）」より抜粋

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

《問合せ先》東北税理士会 会津若松支部長 上杉 雅明 (TEL0242-27-7449)

一点突破！全面展開！ デジタル戦略委員会始動

<講演会予告> インボイス制度と デジタルインボイス

日時 12月12日(月) 13:30～
場所 会津若松ワシントンホテル
講師 デジタル庁 企画調整官
加藤 博之 氏

=詳細は追ってご案内します=

タル先進地にする
ことにより、会員企
業が繁栄し、企業の
みならず地域住民
がその恩恵を得ら
れること、また、「歴
史の街 会津」と「デ
ジタル先進地の街
会津」が融合し、新しい都市文化を
創造することを目的に、デジタル戦
略委員会が9月21日、委員10名で
発足しました。

第1回委員会では委員長に遠藤久
さんを選出し、活動方針や事業計画
などを決めました。

今後、毎月委員会を開き、デジタ
ル化やDXの研究などを進めていく
こととしています。



発足したデジタル戦略委員会

去る8月18日遠藤久会長、鈴木勝人
副会長、猪俣道夫副会長、山本真一常
任理事の4名が会津若松税務署を訪問
し、7月の定期異動で着任された高盛
洋明署長と佐藤栄一法人課税第一部
統括国税調査官と懇談しました。



(左から) 山本常任理事、遠藤会長、
高盛署長、猪俣副会長、鈴木副会長

税務署長訪問

第17回ゴルフコンペ

8月27日、第17

回ゴルフコンペを
会津磐梯カントリ
ークラブにおいて
開催しました。

新型コロナウイ
ルス感染症拡大防
止のため、表彰式は

行えませんでしたが、43名の参加者
は親睦を深めながらプレーを楽しみ
ました。成績は次のとおりです。

優勝＝永峯喜代江さん（こころのさ
と）、準優勝＝佐藤春幸さん（佐藤電
設）、第三位＝青木正明さん（個人会
員）



【ご協賛企業名】 五十音順・敬称略

会津商工信用組合／会津通運株／会津
天宝醸造㈱／会津土建㈱／㈱会津磐梯
カントリークラブ／㈱会津美里町振興
公社／㈱会和工務店／アフラック／有
猪苗代觀光ホテル／AIG損害保険㈱
酒造㈱／鈴木勝人税理士事務所／㈱鈴
善／大同生命保険㈱／（二財）竹田健
康財団／（有）徳江生花店／なかむら司法
書士事務所／（有）原田表装店／坂下清掃
（有）㈱米夢の郷／㈱マコト精機／丸善
商事㈱／㈱萬花樓／㈱日黒工業商會
柳津測量設計㈱／山十建設㈱／渡部産
業㈱／渡部産業㈱

自主点検チェックシートをご活用ください

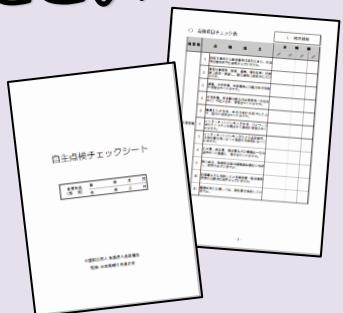
法人会では企業における内部統制や経理面などについて“自主点検”を
簡単にできるよう「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁支援）」
の利用を推進しています。

自社の成長・税務リスク軽減のために、ぜひご活用ください。

郵送をご希望の方はお電話にてお申し込みください。

また法人会のホームページからもダウンロードできます。

お申し込み・お問合せ：会津若松法人会事務局 ☎ 0242-22-5821



租税教室



7/12 鶴城小（児童数 42 名）



7/13 小金井小（児童数 101 名）

カメラ
レポート



9/13 決算説明会（法人会会議室）



9/14 労務セミナー「副業・兼業に関する労務管理のポイント」（法人会会議室・オンライン）

8/9 会津坂下支部 ①インボイス制度研修会、
②報告会（めいりいさんくすわたや）

会津鶴ヶ城 落ち葉清掃活動のご案内

法人会では今年4月に3年ぶりとなる院内御廟清掃活動を予定しておりましたが、ツキノワグマ出没により実施することができませんでした。そこで法人会の社会貢献活動の一環として、NPO法人 会津鶴ヶ城を守る会が主催する「会津鶴ヶ城 落ち葉清掃活動」へ参加協力することといたしました。つきましては、下記の実施要項をご覧のうえ、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

日 時 11月19日（土）午前9時～11時（予定）

集合場所 会津水泳場（市民プール）入口

作業場所 鶴ヶ城公園一帯

作業内容 落ち葉拾い

そ の 他 ◎軍手・ゴミ袋・竹ぼうき等は用意しますが

清掃用具は数が十分ではないので、お持ちの方はご持参ください。

◎作業できる恰好でご参加ください。

◎悪天候・積雪の場合は中止します。

申込み 法人会会員の方は取りまとめて申込みますので、事務局へお申し込みください。

NPO法人 鶴ヶ城を守る会へ直接お申し込みいただいても構いません。

〈お申込みお問合せ〉

（公社）会津若松法人会 0242-22-5821／NPO法人 鶴ヶ城を守る会（株弓田建設内） 0242-32-0311



昨年の活動の様子

＼事業者の方へ／



消費税の
インボイス
制度

登録申請 受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、 e-Taxをご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。
[説明会サイトへ▶](#)



- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553(無料)

(受付時間) 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覗ください。

[特設サイトへ▶](#)

